

「KUJIRA PC RENTAL SERVICE for Biz.」ご利用規約

株式会社九地良（以下「当社」）が賃借人のお客様（以下「お客様」という）に対するレンタル物件（以下「本物件」という。）の賃貸（以下「レンタル」という）について、お客様は、以下、本規約各条にご承諾いただくものとします。

第1条（規約の適用）

- 1 当社は、当社の「KUJIRA PC RENTAL SERVICE for Biz.」にて取り扱う本物件の賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結される際に、本規約が適用されます。これらは当社所定の方法で提示されますので、利用される前に必ずお読みください。お客様が、本物件の本契約を締結されるときは、あらかじめ本規約を承諾し、本規約について同意したものとします。
- 2 特定商取引に関する法律に基づく法定表示事項については、本通販サイトのウェブページ上に別途掲載します。
- 3 プライバシーポリシーについては、当社のウェブサイト上に別途掲載します。

第2条（本契約について）

- 1 当社のお客様に対して、本物件を本規約および当社所定の申込書等個別契約（以下「個別契約等」と総称する。）に基づいて、個別契約等に記載した場所（以下「本設置場所」という。）に設定してレンタルし、お客様は賃借するものとします。
- 2 ご利用方法については当社所定の方法によりご案内するものとし、お客様はこれを遵守するものとします。
- 3 本物件に関するお客様と当社の本契約はお客様からの申込みに対して当社が承諾した時点で成立するものとします。

第3条（レンタル物件について）

レンタル物件の詳細は、本通販サイトのウェブページ上に掲載または個別契約等に記載するものとします。

第4条（レンタル物件の所有権について）

レンタル物件の所有権は、当社に帰属するものとします。

第5条（レンタル期間について）

レンタル期間は、個別契約等に記載の期間とし、当社がお客様に本物件を引渡し日の翌日をレンタル開始日とし、当社に本物件を返却した日を終了日とします。

第6条（レンタル料金について）

- 1 本物件のレンタル料金および送料については、当社のウェブサイト上に掲載します。
- 2 本物件の代金の支払方法または支払条件は、本通販サイトのウェブサイト上に掲載する方法、または当社が別途定める方法によりご案内します。お客様は、各お支払い方法によって定める支払期限までに支払うものとします。
- 3 お客様がクレジットカード、決済代行サービス等第三者の提供する決済手段をご利用する場合、お客様とその第三者においては、その決済手段に対して第三者の定める審査基準、規約その他条件が適用され、当社は、お客様による決済手段の利用を可能にするために、債権譲渡その他必要な措置を講じることがあります。
- 4 お客様は、自己の正当な権限・管理のもと、自己の責任で、第三者の提供する決済手段を利用するものとします。

第7条（延長料金）

お客様はレンタル期間満了日の10営業日前までに、当社に対してレンタル期間延長の申出をした場合には、特段の事由がない限り、当社はこれを承諾し、お客様は延長期間のレンタル料金を当社所定の支払方法または支払条件に基づいて、支払うものとします。

第8条（担保責任）

- 1 当社はお客様に対し、引渡し時に本物件が正常な性能を備えている事のみを担保します。本物件の商品性、お客様の使用目的への適合性については、これを担保しません。お客様は本物件の性能に欠陥があると判断した場合、お客様は引渡日より2日以内に当社に対し通知しなければならず、通知のない場合には、本物件は正常な性能を備えた状態でお客様に引き渡されたものとします。
- 2 お客様の責めに帰すべき事由によらない通常使用により本物件に故障または損傷が生じ、正常に作動しない場合には、当社の負担により修理または交換をし、お客様の故意または過失により故障または損傷が生じた場合は、お客様が責任を負うものとします。

第9条（本物件の交換）

前条の定めにより、当社が本物件の交換する場合、当社が機材を選定し、本設置場所にて交換を行います。お客様は、交換した本物件について当初の本物件と異なる場合がある事を了承するものとします。

第10条（本物件の設置、使用、保管）

- 1 お客様は、善良な管理者の注意をもって本物件を保守・管理し、消耗品その他の保守・管理費用を負担するものとします。

- 2 お客様は本物件をお客様およびその役員、従業員がリモートワークで使用する目的のために設置した場所以外に移動してはならないものとし、お客様がこれ以外の目的で本物件を本設置場所以外に移動する場合、事前に書面による当社の承諾を得なければならないものとし、
- 3 お客様は、当社の書面による承諾がある場合を除き、次の行為をしてはならないものとします。
 - ①本物件を本来の使用目的以外の使用。
 - ②本物件を改造及び加工、分解、修理、調整、汚損
 - ③貼付された本物件のシリアルナンバーその他の標識の除去
- 4 お客様は、事前の当社の書面による承諾のある場合を除き、本規約上の地位または権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継若しくは本物件を担保に供し、または質権、抵当権その他一切の権利を設定できないものとし、
- 5 お客様は、本物件を受領してから返却完了した時点までに、本物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えた場合、お客様がこれを賠償するものとし、

第11条（プログラムの複製等の禁止）

- 1 お客様が、本物件の一部を構成するプログラムに対し、次の行為をしてはならないものとし、
 - ①有償無償を問わず、プログラムの全部または一部を譲渡、もしくは再使用权を設定し、第三者に使用させること。
 - ②プログラムの全部または一部の複製。
 - ③プログラムの変更、または改作。
 - ④プログラムを本物件以外の物件に使用すること。
- 2 お客様は、プログラムの保管、使用に起因して損害を発生させた場合、その原因の如何を問わず、一切の責任を負うものとし、

第12条（本物件の滅失・毀損）

お客様が、本物件の返却完了までに、本物件を滅失、または毀損した場合、お客様は当社に対して代替物件の購入代金相当額、または本物件の修理代金相当額を支払うものとし、ただし、当社の責めに帰すべき事由の場合は、この限りではありません。

第13条（本物件の設置、使用、保管に起因する損害）

- 1 お客様による本物件の保管および使用によって第三者に対し、損害を発生させた場合、その原因の如何を問わず、お客様が責任を負うものとし、お客様、およびお客様の従業員が損害を受けた場合も同様とし、
- 2 前項において、当社がお客様に代わって損害の賠償をした場合、当社はお客様に対して

賠償額を請求できるものとします。

第14条（損害賠償）

当社に故意または重過失があった場合を除き、いかなる場合も当社が本契約またはそれに付随する契約に違反したことに起因または関連して、お客様に損害を与えた場合、お客様が賠償する損害は、直接かつ通常損害に限られ、関節的または派生的に発生した損害（逸失利益、休業損害を含みます。）は含まないものとし、経過したレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とします。

第15条（免責）

1 次の各号の一に該当する場合、当社は責任を負わないものとします。

- ①ソフトウェアのインストール、周辺機器の接続等、お客様が本物件に変更を加えた場合
- ②ソフトウェア自体の不具合
- ③ソフトウェアに起因してハードウェアに生じた障害
- ④お客様による本物件の操作、及び設置上の過誤、それに伴う物理的破損
- ⑤落雷、火災、地震等、天災地変に起因する問題
- ⑥その他、当社の故意または過失に基づかないもの

2 前項各号に起因した本物件の交換または修理による使用不能について、お客様は当社に対し、レンタル料金の減額または損害賠償の請求を一切行わないものとします。また、本物件の交換または修理に過大な費用若しくは時間を要する場合、当社は本契約を解除できるものとします。

第16条（データに関する免責）

- 1 お客様が本物件内に保存したデータ（電子情報）の破損、消失に対し、当社は、責任を負わないものとします。
- 2 お客様は当社に対し、本物件内に保存したデータの返還、修復、削除、賠償等の請求をせず、かつお客様は当社に対し、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権の権利を行使しないものとします。本条は本契約終了後5年間、有効に効力が存続します。

第17条（情報漏洩に関する免責）

お客様は本物件の返還、及び交換に伴う返還（以下「返還」）に際し、本物件に蓄積されたデータ（電子情報）を消去して返還します。返還された本物件にデータが残存していた場合、残存しているデータの漏洩等に起因する、お客様またはその他の第三者に生じた損害に関し、当社は一切責任を負わないものとします。

第18条（ウィルス感染に関する免責）

- 1 本物件がコンピューターウイルス、及びそれに類するプログラム（以下「ウイルス」）に感染した場合の被害に関し、当社は一切の責任を負わず、データ（電子情報）の修復に関しても、何らの義務及び責任を負わないものとします。
- 2 当社から引き渡された本物件を、お客様は引渡時にウイルスに関し直ちに検査するものとし、第8条1項に定める期間内に何ら異議を当社に申し出ない場合は、正常な状態でお客様に引き渡されたものとします。

第19条（契約違反による解除）

- 1 お客様が次の各号の一に該当した場合、当社は催告することなく通知のみで、本契約を解除することができるものとします。
 - ①本規約の各条項に違反し、相当期間経過したにもかかわらず、お客様が是正しなかった場合。
 - ②レンタル料金若しくは当社に対する金銭債務の支払が1回でも遅滞した場合。
 - ③仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などがあつた場合、また整理、民事再生、破産、会社更生等の手続開始の申立があつた場合
 - ④営業の廃止、解散の決議をした場合、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けた場合
 - ⑤その他、お客様に財産上の悪化若しくは債務の履行が困難と認められる、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - ⑥お客様と連絡が取れないなどお客様の所在が不明になつた場合⑦ 本物件が盗難にあつた場合、若しくはお客様が本物件を滅失または毀損した場合
- 2 前項各号の一に該当した場合は、本契約の有無にかかわらず、お客様は一切の期限の利益を喪失し、直ちに本物件を当社に返却し、金銭債務の全額を弁済するものとします。また、当社になお損害がある場合、お客様はこれを賠償するものとします。

第20条（本物件の返還）

- 1 レンタル期間の満了、本契約の解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合、お客様は当社に対し、直ちに本物件を当社の指定する場所に返還するものとします。なお、送料および本物件の処分費用はお客様負担とします。
- 2 お客様が返還を怠つた場合、レンタル期間の終了日の翌日から本物件の返還日までを延滞期間とし、その延滞期間の1ヶ月あたりのレンタル料金相当額を遅延損害金として支払うものとします。なお、延滞期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月とみなします。
- 3 お客様は本物件の原状を保証し、異なる場合は原状の回復費用等をお客様が負担するものとします。

第21条（協議事項等）

- 1 本規約に定めのない事項および疑義ある事項については当社とお客様が協議して解決するものとします。
- 2 本規約に関する一切の紛争については、訴額に応じて大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（特約事項）

本規約は、当社ウェブサイトで掲示されている内容、本規約以外の規約および個別契約と一体をなすものとし、お客様はそれらの内容をよく読み、遵守するものとします。なお、これらの解釈に疑義を生じた場合、本規約の規定が優先します。